

公益財団法人札幌市公園緑化協会
公的研究費の使用に関する行動規範

(目的)

第1条 この規範は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正、文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「協会」という。）の部局である札幌市豊平川さけ科学館（以下「当館」という。）の公的研究費の運営・管理に関わるすべての研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）としての行動規範を明らかにするものである。

(規範の内容)

第2条 研究者等は、公的研究費の運営・管理にあたって、次の各号を責務とする。

- (1) 公的研究費の使用にあたって、ガイドライン、協会が定める規定及び内部ルールを遵守しなければならない。
- (2) 公的研究費が国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、適正かつ効率的・効果的に使用しなければならない。
- (3) 研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努め、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用などの不正な使用を行ってはならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- (4) 公的研究費の使用にあたり、取引先との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (5) 公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、ガイドライン、協会が定める規定及び内部ルールの理解に努め、また、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を防止しようと努め、公的研究費不正使用防止計画を踏まえて行動しなければならない。

(公的研究費不正使用防止計画の策定)

第3条 当館は、公的研究費の不正使用防止計画を策定し、適正な業務の推進と管理を行うものとする。

附 則 この規範は、令和8年9月1日から施行する。

公的研究費不正使用防止計画	
不正発生要因	不正使用防止計画
1 責任体系の明確化	
責任者の役割や責任の所在・範囲の不明瞭さによる組織としての管理機能の低下	責任者とその責任範囲・権限について公開する。
2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
公的研究費の使用ルールと実態の乖離	公的研究費の運用実態を把握し、乖離がある場合にはその原因を把握し、必要に応じて対策を図る。
決裁手続きが複雑で責任の所在が不透明	使用ルールについて、公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に疑問が生じた場合には、経理担当者において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
公的研究費に対する事務手続き等に対するモラルの低下	公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対し、誓約書の提出を求める。
	コンプライアンス教育を実施することにより、公的研究費の適正執行に関する意識向上を図る。
3 研究費の適正な運営・管理活動	
不正な取引に関与した業者に対する処分の方針を定めていない	特定の業者に集中した発注がみられる場合は契約の適否を調査する。
	一定の取引実績・リスク要因・実効性を考慮した上で該当業者に誓約書の提出を求める。
	取引停止等の処分指針を定め、業者に対する周知を徹底する。
検収の形骸化	公的研究費で取得した物品等の管理を確実に実施する。
旅費や諸謝金に関する書類の不備	協会の既存ルールに準拠した形で、運用・管理を徹底する。
研究者の勤務管理機能の低下	
4 情報発信・共有化の推進	
公的研究費の制度等に関する情報伝達の不足	研究者等の間でのコミュニケーションの促進を図り、意思疎通を高める。
公的研究費の不正に関する通報制度の形骸化	公的研究費に係る不正行為等の通報に対応するための通報窓口について、内外に公表して周知する。
5 モニタリング	
モニタリングの形骸化	内部監査部門で公益研究費の管理体制を検証する。
	内部監査の内容・手順等を定期的に見直す。